



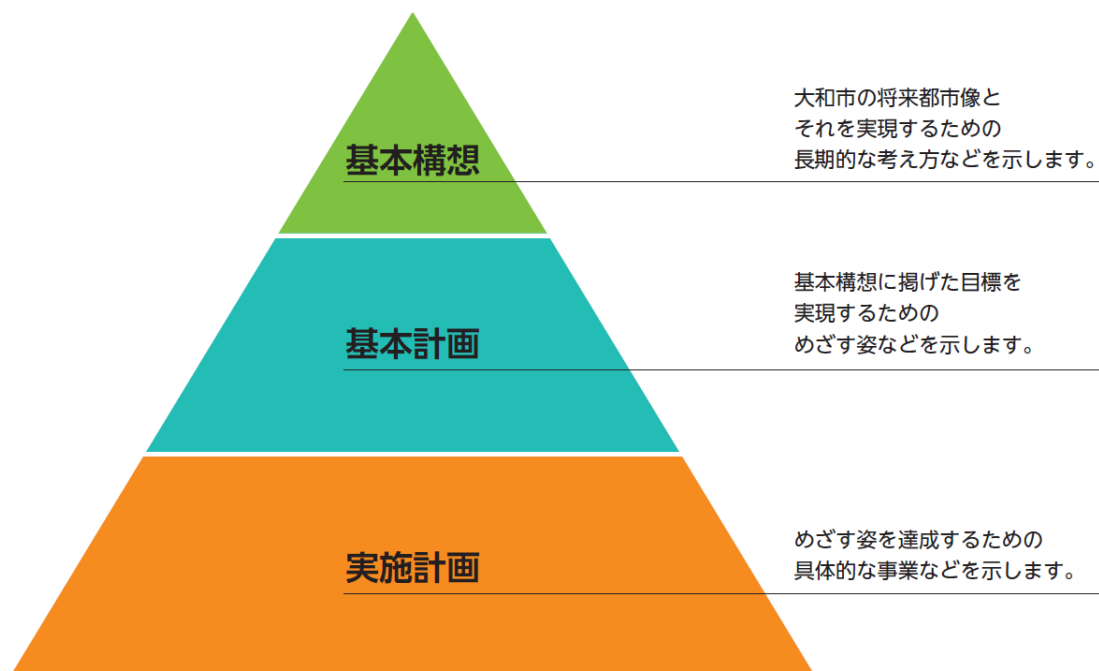
第 1 章 はじめに

1. 第10次大和市総合計画の構成と期間

(1) 構成

第10次大和市総合計画は、大和市の将来都市像とそれを実現するための長期的な考え方を示す基本構想、これに基づいた施策の方向性を示す基本計画、具体的な事業をまとめた実施計画の3層で構成します。

【総合計画の3層構造】



(2) 期間

理想とする都市をつくり上げていくことや、行政を安定的に継続させるために、中長期的な取り組みが欠かせない一方で、急速に変化する社会情勢等にも柔軟に対応していく必要があることから、基本構想は10年、基本計画は5年とします。実施計画は3年としたうえで、毎年度見直しを行います。



2. 基本構想の概要

(1) 将来都市像

「みんながつながる^{けんこう}健幸都市やまと」

大和市は、丘陵起伏がほとんどなく、市内を鉄道や幹線道路が縦横に走っていることや、コンパクトな市域に各種サービスが集積していることなどから、便利で暮らしやすいまちとして発展してきました。今後は、この特性を保ちながら、市民のライフスタイルや価値観の多様化を踏まえ、健康に暮らし、幸せを感じられる「健幸」なまちづくりを進めることが重要です。

「幸せ」の感じ方は人それぞれで異なりますが、家族や友人、地域などとのつながりが幸せの大事な要素のひとつとされています。また、市民、各種団体、事業者、地域、行政等、大和市に関わる「みんな」がつながり、協力することは、「健幸」なまちをつくる大きな原動力となります。

大和市は、これまでの成果を十分に生かしながら、市民の声を大切にし、市全体で「つながり」を意識した取り組みを進めることにより、明るく楽しい未来への希望に満ち、元気があふれる「みんながつながる健幸都市やまと」の実現を目指します。

(2) 目標年次

令和 16（2034）年度とします。

(3) 将来都市像実現に向けた目標

「みんながつながる健幸都市やまと」の実現には、個人と個人だけではなく、個人と地域、地域と地域など、様々なつながりを育んでいくことが重要です。

このため、私たち一人ひとりが、こどもから高齢の方まで、つながることのできる状態でいられるよう、元気に日々を送り、年齢の違いや障がいの有無などに関わらず、必要なときに支え合いながら暮らすとともに、地域や市民による活発な活動や、人が集まり、にぎわうまちを実現することを通して、つながりを創り出していく必要があります。

さらには、私たちがつながりやすい環境となるよう、安全・安心で、快適に過ごせる都市をつくる必要もあります。

大和市は、「つながりの創出」と「つながりやすい環境の構築」を基本として、将来都市像の実現に寄与する 7 つの目標を設定します。

■つながりの創出

将来都市像実現に向けた目標 1	いつまでもみんなが元気でいられるまち
将来都市像実現に向けた目標 2	将来を切りひらくことのできるこどもが育つまち
将来都市像実現に向けた目標 3	みんなが支え合うまち
将来都市像実現に向けた目標 4	地域の絆が深く、多様性を認め合うまち
将来都市像実現に向けた目標 5	にぎわいを生み出すまち

■つながりやすい環境の構築

将来都市像実現に向けた目標 6	安心して暮らせる安全なまち
将来都市像実現に向けた目標 7	人と環境に優しい都市空間が広がるまち

（４）行政経営の方針

生産年齢人口の減少により大幅な税収の増加が難しい場合などにおいて、施策の優先度を踏まえた行財政資源の効果的な配分等により、持続可能な行政経営を実現することが求められます。そのような中で、行政には、市民にとって真に必要な施策の取捨選択を図り、健全な財政を維持していく「守り」の姿勢に加え、誰もが未来に夢や希望を抱けるよう、社会の変化にチャレンジしていく「攻め」の姿勢も重要となります。

これを踏まえ、市民の声に積極的に耳を傾け、市民に分かりやすく施策を展開するとともに、自治体を取り巻く多様な課題の解決に向けて市民、各種団体、事業者、他自治体等と連携し、また、デジタル技術等の新しい技術を取り入れ、従来の手法や手順にとらわれずに市民サービスの質的向上や業務の効率化を進め、市民が「いいね！」と思える行政経営を目指し、3つの基本方針を定めます。

また、行政経営の方針は、将来都市像実現に向けて展開する取り組みを下支えするための基本的な考え方となります。

基本方針 1	市民に開かれた行政経営
基本方針 2	変化に対応できる行政経営
基本方針 3	誰もが活躍できる行政経営

3. 基本計画の概要

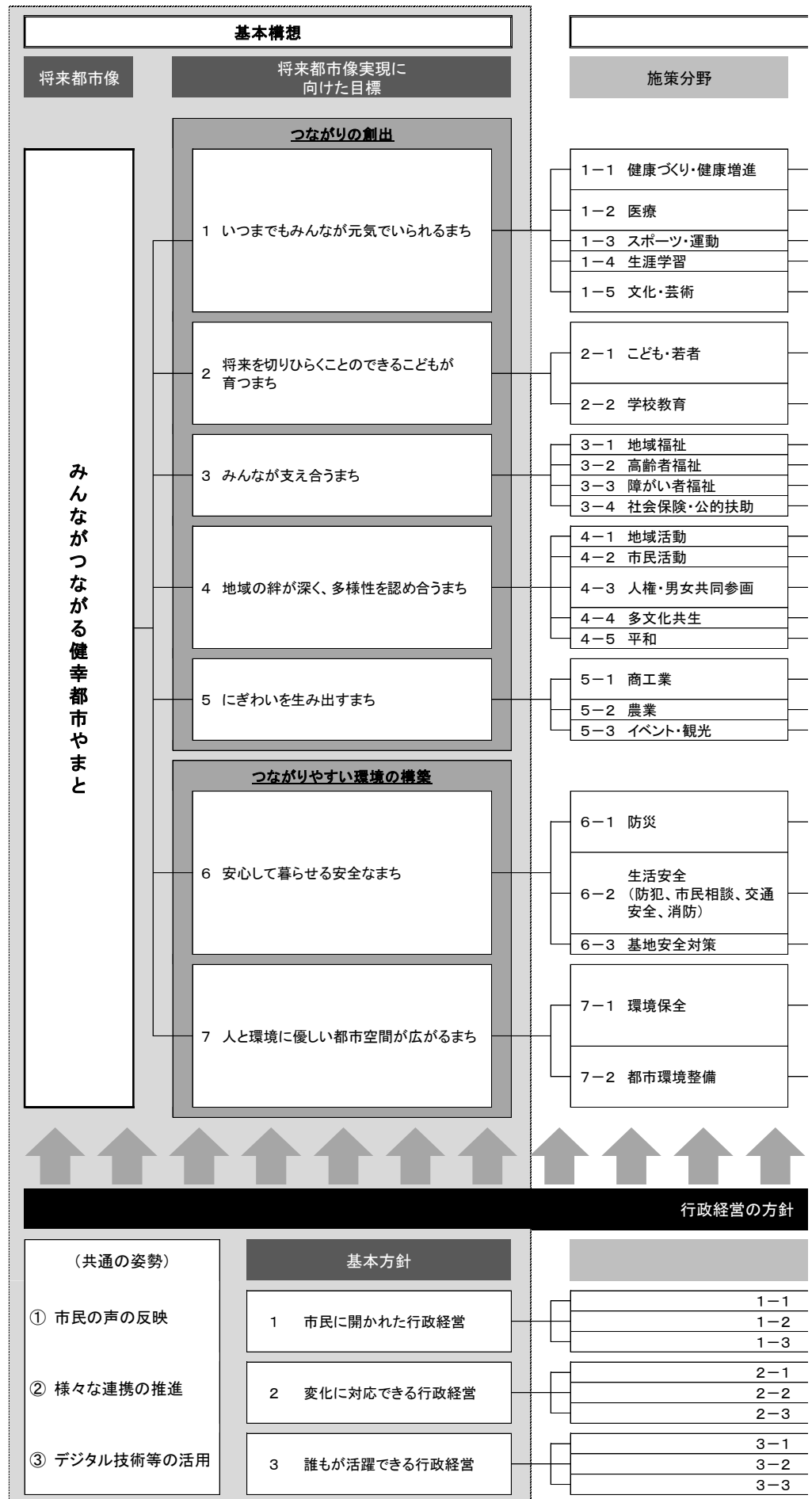
(1) 目標年次

基本計画の目標年次は、令和 11（2029）年度とします。

(2) 基本計画の位置づけ

基本計画は、将来都市像の実現に向けた施策を定めるものとし、また、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に位置付けられた市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を兼ねるものとします。

(3) 計画の体系



基本計画

めざす姿

- 1-1-1 一人ひとりに健康づくりが定着し、元気で暮らしている
- 1-1-2 心身の健康を維持・増進するための体制が整っている
- 1-2-1 市民がいざというときに診療を受けられる体制が整っている
- 1-2-2 市立病院が地域の基幹病院としての役割を果たしている
- 1-3-1 スポーツに関わる人が増えている
- 1-4-1 学びに携わる人が増えている
- 1-5-1 文化や芸術に親しむ人が増えている
- 1-5-2 郷土の文化がしっかりと引き継がれている
- 2-1-1 すべてのこどもが大切にされ、すくすくと健康に育っている
- 2-1-2 安心してこどもを産み育てることができている
- 2-1-3 こども・若者の視点に立った居場所がある
- 2-2-1 多様性を認め、つながり合い、高め合っている
- 2-2-2 確かな学力と健康な心身が育まれている
- 3-1-1 地域の中で共に助け合って生活できている
- 3-2-1 高齢の方やその家族が安心して暮らしている
- 3-3-1 障がいのある方が地域の中で自立した生活を送っている
- 3-4-1 社会保障のしくみが安定的に維持され、効果的に活用されている
- 4-1-1 地域活動に関わる人が増えている
- 4-2-1 公共を担う市民や事業者が増えている
- 4-3-1 あらゆる差別がなくすべての人が互いの人権を尊重し合っている
- 4-3-2 男女共同参画が実感できている
- 4-4-1 地域の中で多文化共生が行われている
- 4-5-1 平和の尊さが実感できている
- 5-1-1 商店街や企業が持続可能性を踏まえながら活発に活動している
- 5-1-2 生き生きと働くことができている
- 5-2-1 都市農業が営まれ、地域農産物が安定的に消費されている
- 5-3-1 エンターテインメントがあふれ、まちへの関心が高まっている
- 6-1-1 災害に対して自ら備えをしている
- 6-1-2 防災・減災のしくみが整っている
- 6-1-3 都市の防災機能が充実している
- 6-2-1 犯罪が起きにくい環境で暮らしている
- 6-2-2 安心して消費生活を送っている
- 6-2-3 交通事故が起きにくい環境で暮らしている
- 6-2-4 十分な消防力が整っている
- 6-3-1 厚木基地の騒音対策や安全対策が進んでいる
- 7-1-1 脱炭素社会の実現に貢献している
- 7-1-2 清潔なまちが維持されるとともに、循環型社会が実現されている
- 7-1-3 緑地が保全されるとともに、市街地の緑化も進んでいる
- 7-1-4 深呼吸したくなる空気や、きれいな水に囲まれて生活している
- 7-2-1 地域の特性を生かした街が形成されている
- 7-2-2 気軽に移動できる環境が整っている
- 7-2-3 公園を快適に利用している



個別方針

市政に生かす情報収集・分析

市民に分かりやすい情報発信

目標設定による事業管理

持続可能な財政運営

機能的で強靱な組織運営

適正な公共施設・公有資産管理

将来を見据えた職員採用

職員の能力開発

職員の意欲を高める職場環境づくり

